

令和7年2月18日付け県公報第596号をもって公告した公共測量は、次のとおり作業期間を変更し終了したので、測量法（昭和24年法律第188条）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年7月15日

静岡県知事 鈴木 康 友

- 1 測量機関
袋井市土橋土地区画整理組合
- 2 作業の種類
公共測量（基準点測量）
- 3 作業期間
変更前 令和7年3月24日から令和7年5月30日まで
変更後 令和7年3月24日から令和7年5月15日まで
- 4 作業地域
袋井市土橋